



藤沢市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 実施事業者募集に関する説明会

2025年(令和7年)7月31日
藤沢市子ども青少年部子ども総務課



目次



- ❁ こども家庭庁が示す乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）の概要について . . . 2～13
- ❁ 藤沢市における乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）の実施について . . . 14～20
- ❁ Q&A . . . 21
- ❁ 参考 . . . 22



こども家庭庁が示す 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要について



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要



目的：全ての子どもを育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化すること。

- ◎児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から、新たな給付制度として全ての自治体において実施することとされています。
- ◎本事業を実施するためには、市町村長の認可が必要で、「藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を満たす必要があります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要



- 【対象】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満児
- 【実施施設】 保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
- 【実施方法】 一般型…定員を別に設け、在園児と合同又は専用室にて行う
余裕活用型…施設の空き定員の枠を活用して行う
※保育所、地域型保育事業所、認定こども園のみ
- 【利用方法】 定期利用…利用施設や日時を固定し、定期的に利用する方法
柔軟利用…利用施設や日時は固定せずに、柔軟に利用する方法

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要

【実施方法のイメージ（例）】

一般型

年齢	施設定員	在籍児童数	こども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	1
1歳児	10	10	2
2歳児	10	10	2

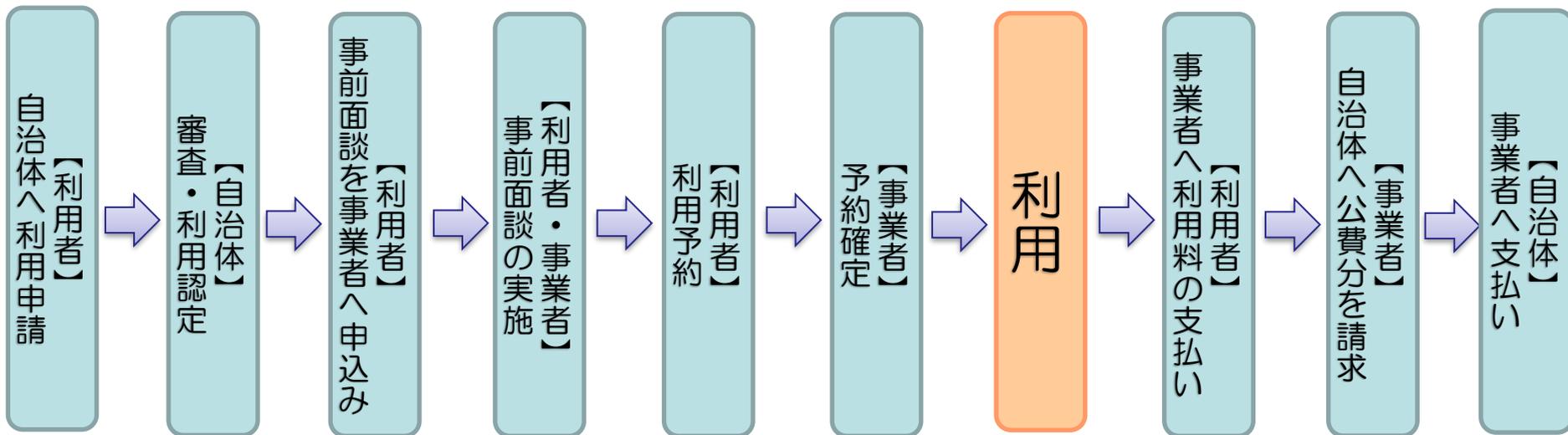
既存の「施設定員」とは別に、「こども誰でも通園制度の定員」を専用で設定するため、「在籍児童数」に関わらず、いつでもこの定員の受入れが可能です。

余裕活用型

年齢	施設定員	在籍児童数	こども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	2
1歳児	10	10	0
2歳児	10	10	0

既存の「施設定員」から「在籍児童数」を引いた人数が「こども誰でも通園制度の定員」となるため、「在籍児童数」によって変動します。

利用の流れ



設備運営基準



【資料】 ※市のホームページに掲載しております。

- ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（こども家庭庁）
- ・ 藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
※上記の国基準に基づき、藤沢市において定めたもの

【面積（子ども1人あたり）】

- 0歳児及び1歳児…3.3平方メートル
- 2歳児…1.98平方メートル

【職員配置基準】

- 0歳児…3人につき1人以上
- 1歳児及び2歳児…6人につき1人以上

設備運営基準



【職員配置基準（続き）】

一般型

- 保育士又は乳児等通園支援研修修了者を2人以上配置しなければならない。（1/2以上は保育士）
- ただし、以下の場合、1人とすることができる。
 - * 保育所等と一体的に運営され、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - * 利用人数が3人以下であり、保育所等の在園児と合同で実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

余裕活用型

施設または事業所の区分に応じる。



単価及び加算

※公費分（市から事業者へ支払い）

【単価】

年度当初の年齢	単価（子ども一人1時間あたり）
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

【加算】

対象	加算（子ども一人1時間あたり）
障がい児	400円
医療的ケア児	2,400円
要支援家庭の子ども	400円

令和7年度の金額です。
令和8年度については、
国より公定価格が示さ
れる予定です。

利用料及び減免

【利用料】 ※事業者が利用者から直接徴収
子ども一人1時間あたり300円

令和7年度の金額です。
令和8年度については、
国より基準が示される
予定です。

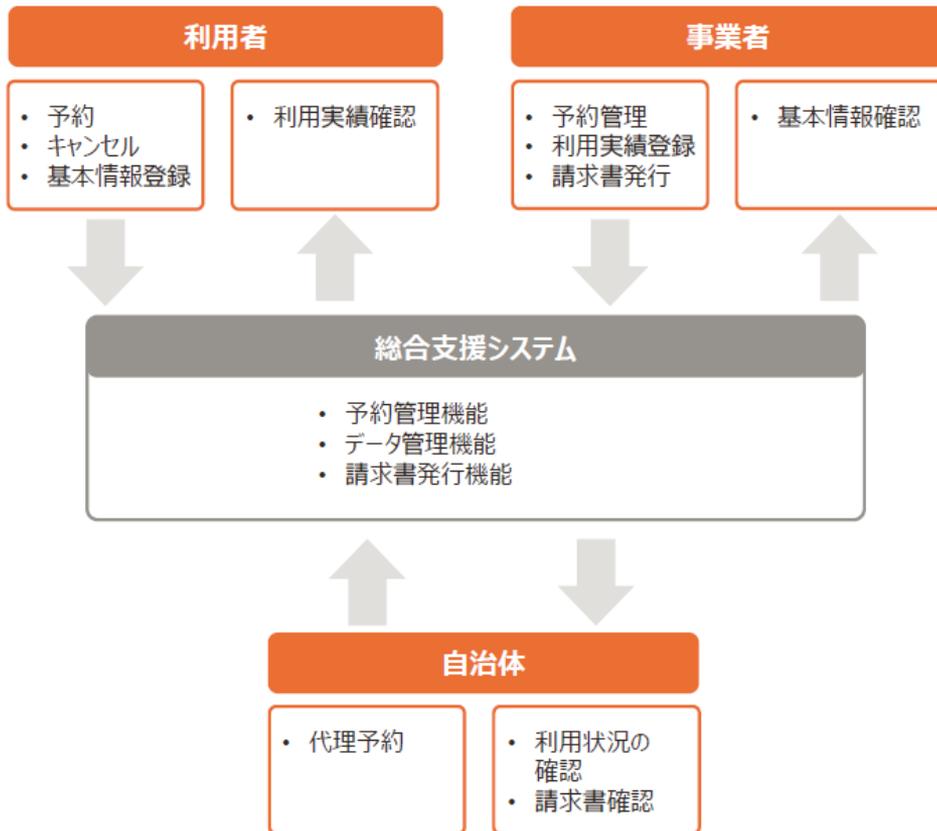
【減免】 ※減免した利用料金分については、市から事業者を支払います。

対象	減免 (子ども一人1時間あたり)
生活保護世帯	300円
市町村民税非課税	240円
市町村民税77, 101円未満	210円
要保護児童対策地域協議会に登録された 要支援児童及び要保護児童のいる世帯等	150円

総合支援システムについて

システム利用イメージ①

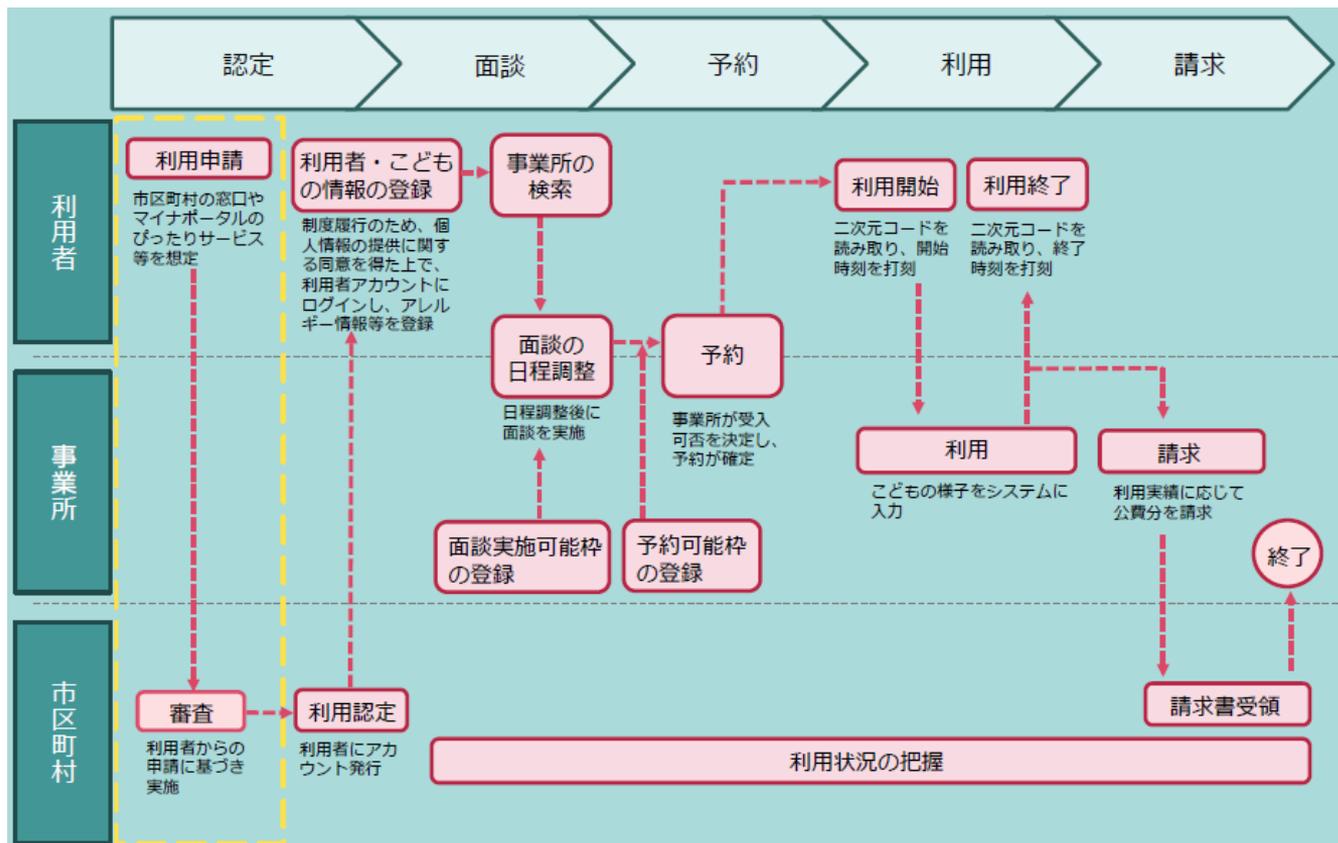
「こども誰でも通園制度総合支援システム
利用マニュアル」(2025.6.18 こども家庭庁)
より抜粋



総合支援システムについて

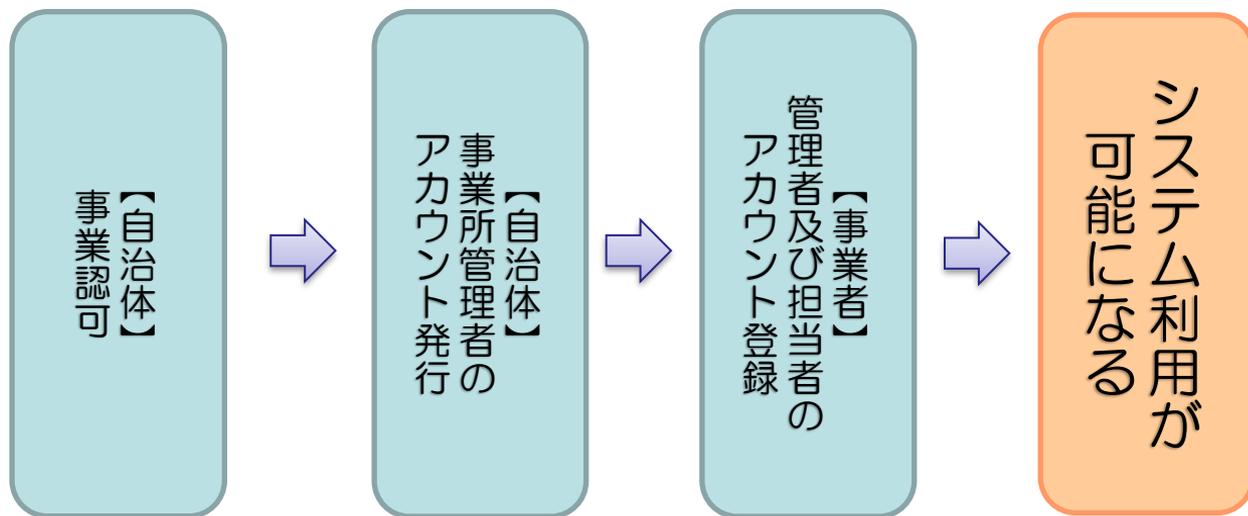
システム利用イメージ②

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第3回）資料5」（2024.10.30 こども家庭庁）より抜粋



総合支援システムについて

事業者がシステム利用可能になるまでの流れ



管理者と担当者のアカウントを作成するため、
2つ以上のメールアドレスが必要です。



藤沢市における 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の実施について



募集概要

【藤沢市の利用児童数見込み（令和8年度）】

未就園児数：3,677人

うち、30%が本事業を利用すると見込む：1,103人

【スケジュール】

2025年 7月31日（木）	事業者向け説明会、募集要項公表 参加表明、提案書類、質問受付け開始
9月 5日（金）	参加表明、質問締め切り
9月12日（金）	質問へ回答、市ホームページに掲載
10月 3日（金）	提案書類締め切り
10月31日（金）	選考委員会（書類審査）
11月～	事業認可、総合支援システムのアカウント発行
2026年 4月1日～7月1日	事業開始

募集概要



【応募資格】

市内において、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等を運営している事業者

【利用可能時間】

子ども一人あたり月4時間まで

実施方法（受入れる年齢、定員、時間、一般型か余裕活用型か、定期利用か柔軟利用か等）については、施設の運営体制等から、事業所ごとに検討し、決定することが可能です。

募集概要

【提案書類】○=市の様式あり ● =任意様式



ふじキュン♡

- 事業者概要調書
- 法人定款又は寄附行為その他の規約
- 履歴事項全部証明書
- 役員名簿及び代表者の経歴書
- 事業計画書
- 藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）担当職員名簿
- 藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る部屋別面積表
- 平面図、配置図
- 建物賃貸借契約書の写し又は覚書 ※
- 検査済証の写し又は「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に則った検査結果により、適法に施工済みであることがわかる書類 ※
- 立面図 ※
- 藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る収支予算書
- 誓約書

※保育所、地域型保育事業所で実施する場合は提出不要



募集概要



【選考委員会】

日程：2025年（令和7年）10月31日（金）（予定）

選考方法：書類審査

【審査基準】

- 本事業に対する考え方
- 事業実績及び現在の園の運営
- 本事業実施体制
- 障がい児等への対応
- 市との連携による本事業の質の向上



認可手続き



【事業認可に必要な手続き】

- 定款又は寄附行為その他の規約の変更
- 安全計画、全体計画、研修計画、非常災害対策に係る計画やマニュアルの変更又は新規策定
- 認可申請書及び添付書類（次のスライド参照）の提出

◎市が開催する子ども・子育て会議にて、意見聴取を行います。

◎認可手続き後に、総合支援システム利用のためのアカウント登録を行います。

認可手続き

【添付書類】

※現時点の内容のため、今後、国の通知等により変更となる可能性があります。



	添付書類	備考
1	建物に関する書類	
	配置図（写）	
	平面図（写）	部屋の有効面積を記載
	立面図（写）	※
2	貸主が国及び地方公共団体の場合 契約書又は使用許可書等 貸主が上記以外の場合 賃貸借契約書（写）又は安定的な事業継続が確認できる資料	賃貸借の場合 ※
3	建築基準法に基づく検査済証（写）及び建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日）以前に建築された建物の場合、新耐震基準を満たすことが確認できる書類もしくは同等の内容が確認できる書類	※
4	乳児等通園支援事業所の運営に関する規程	
5	保育の内容に関する書類	
	①安全計画	既存保育所等ですでに作成されている計画の一部とすることも可
	②全体計画	
	③研修計画	
	④非常災害対策に係る計画やマニュアル	
6	乳児等通園支援事業運営の資金計画等に関する書類	
	①事業に係る収支予算書	通帳の写し可
	②自己資金の残高証明書	
	③過去3年間の法人収支決算書	
	④過去3年間の販売費及び一般管理費明細書	
7	職員に関する書類	
	①職員名簿	
	②保育士登録証（写）及び研修修了証（写）	
8	運営主体に関する書類	
	②代表者、経営の責任者及び実務を担当する幹部職員の履歴書	運営主体が法人の場合
	④定款（写）又は寄附行為その他の規約	
	⑤乳児等通園支援事業開始を議決した理事会等の議事録（写）	
	③	
9	履歴事項全部証明書	
10	誓約書	
11	その他市長が必要と認める書類	

※認可保育所、地域型保育事業所で実施する場合は提出不要。

Q&A

※ 7月29日までに受付けたもの

No	Q	A
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		

7月29日までに受け付けた質問と回答を
掲載予定です。

参考

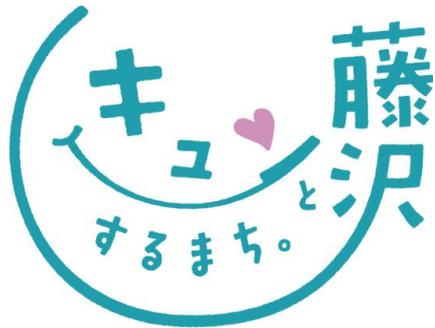


こども誰でも通園制度について（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

以下の資料を中心にご確認いただき、ご参考にしてください。
全てこども家庭庁ホームページに掲載されております。

- こども誰でも通園制度の実施に関する手引き
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- 乳児等通園支援事業の認可等について



🌻 ご清聴ありがとうございました 🌻

- ◎今から約30分間は、本Zoomミーティングを開いた状態にしますので、ご質問がある場合には、この間にチャットへ入力をお願いいたします。
- ◎いただいたご質問に対しては、8月5日(火)に藤沢市ホームページの こども誰でも通園制度に係るページに、回答を掲載する予定です。
- ◎チャットでの質問締切り以降のご質問につきましては、募集要項のスケジュールに沿って対応させていただきます。





🌱 ご清聴ありがとうございました 🌱

本日の説明会及びこども誰でも通園制度実施意向に係る
アンケートへのご協力をお願いいたします。

【アンケート回答URL】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=104213

回答締め切り：2025年（令和7年）8月8日（金）

